吉祥寺北コミュニティ協議会会則

（名　称）

第１条　本協議会は、吉祥寺北コミュニティ協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を吉祥寺北コミュニティセンター内に置く。

（目　的）

第２条　協議会は、吉祥寺北町１丁目、２丁目、３丁目東側（以下コミュニティ区という）を対象に、次の事項を推進することを目的とする。

１．市民参加と住民自治を基本とするコミュニティ構想を基本理念とし、吉祥寺北コミュニティセンターをコミュニティづくりの拠点として活動する。

２．地域住民、地域団体、行政の協働による相互交流と活動を通じて連帯感を高める。

３．明るく豊かな環境づくり、および地域文化の向上により快適で住みよいまちづくりを進める。

（事　業）

第３条　協議会は前第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．住民および団体によるコミュニティ活動に関する事業

２．市の指定管理者として行う、吉祥寺北コミュニティセンターの使用承認事業および施設・設備の維持管理事業ならびにセンターの管理・運営に関する事業

３．その他、協議会の目的達成に必要な事項に関する事業

（組織と構成）

第４条　協議会は、その運営のため運営委員および協力員をおく。

１．運営委員および協力員は、当コミュニティ区の住民および協議会の目的に賛同する同区の団体メンバー(在勤・在学を含む)をもって構成する。ただし、希望者はこの限りではないが、運営委員については、本会のコミュニティ区外の運営委員数については、概ね三分の一程度を限度とする。

２．運営委員になることを希望する前第１項に該当する者は、住民総会の承認を得て、運営委員になる。

３．運営委員会は、運営委員の互選により役員として、代表１名、副代表５名以内、会計２名監事２名を選出する。

４．協議会の代表者は、代表が兼ねる。

５．運営委員は、他のコミュニティ協議会の委員を兼任することはできない。

６．協議会は、相談役をおくことができる。

（会　議）

第５条　協議会の会議は、住民総会、役員会および運営委員会とし、代表が招集する。また、必要と認めた場合には、専門部会、実行委員会および事務局をおくことができる。

（運営委員会の運営と運営委員の任務）

第６条

１．運営委員会は、吉祥寺北コミュニティセンターの指定管理者として、市と締結した基本協定書に定める事項と、協議会の目的および住民総会の決定事項に基づき、吉祥寺北コミュニティセンターの管理および運営を担当する。

２．運営委員は、市政への市民参加、日常生活圏の中での健康づくり、地域文化の向上、相互扶助など、地域住民の豊かなコミュニティづくり、住みよい町づくりを推進するため活動する。

３．代表は、運営委員会を掌握し、会則の定める範囲において運営委員会の助言と承認を得て会務を行う。

４．副代表は、代表を補佐し、支障ある時は職務を代行する。

５．監事は、会計監査と業務監査を担当し、必要に応じて監査することができる。

６．運営委員は、協議会の方針に基づき、別に定める業務分担区分に従って、それぞれの運営業務を分担する。また、運営委員会の議長および書記を務める。

（任　期）

第７条　運営委員・役員の任期は１年とするが、再任を妨げない。ただし役員は、原則として、同一役職について連続して３期を限度とする。任期中に欠員等が生じ、期の途中にて新運営委員・新役員を選任する場合は、第４条の規定に準じ、運営委員会にて新運営委員あるいは新役員を選任することができる。なお、年度途中で就任した運営委員および役員の任期は、その年度末までとする。

（総　会）

第８条　定時住民総会は当コミュニティ区の住民および団体メンバーを対象とし、市報に告示の上、毎年４月に開催する。なお、代表は、運営委員会の三分の一以上の要望があった場合に、臨時住民総会を招集する。

第９条　総会は、次の事項を審議し、決定する。

１．協議会の活動に関すること
２．予算および決算に関すること
３．コミュニティセンターの管理運営に関すること
４．運営委員・役員の承認に関すること
５．会則に関すること
６．その他、提案された事項

第10条　総会の議案は、出席者の過半数の賛同により決する。

（運営委員会）

第11条　運営委員会は運営委員により構成し、毎月開催する。必要に応じ、代表が臨時運営委員会を招集することができる。また当コミュニティ区住民および団体メンバーは、運営委員会を傍聴できる。

第12条　運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

１．総会に提出すべき事項
２．センターの管理運営およびコミュニティ活動に関し必要な事項
３．期中における新運営委員の選任に関する事項
４．窓口担当者の選任に関する事項
５．その他、提案された事項

（役員会）

第13条　役員会は代表、副代表、会計、監事をもって構成し、必要に応じ代表により召集される。

（決　議）

第14条　運営委員会・役員会の議決は、出席者の過半数の賛同により決する。

（運営要綱）

第15条　会則に基づく協議会の管理と運営について必要な事項は、別途運営要綱にて定める。

（経費および会計年度）

第16条　協議会の管理運営経費は、武蔵野市の委託費・補助金およびその利息収入をもってあてる。

第17条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（その他）

第18条　専門部会、実行委員会および事務局の設置運営等、必要な事項については、別途運営要綱にて定める。

第19条　会則の変更は、住民総会の議決により、これを行う。

≪　附　則　≫

１．本会則は、昭和５４年３月１８日より施行
２．昭和５７年４月１８日　　改正　施行
３．昭和５９年４月１５日　　一部改正　施行
４．平成２年４月１４日　　一部改正　施行
５．平成１２年４月１６日　　一部改正　施行
６．平成１４年３月１６日及び４月１４日　一部改正　施行
７．平成２９年５月１日　　全面改正　施行
８．令和２年４月１９日　　一部改正　施行　※委員長を代表に改名、監事を役員から除外
９．令和３年５月３日　　一部改正　施行　※監事を役員に戻入